

2019 年度 大学教育再生戦略推進費
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業
持続的な産学共同人材育成システム構築事業
～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員
育成・活用システムの全国展開～

公募に関する Q & A

2019 年 3 月

2019 年 4 月修正

2019 年 5 月更新

文部科学省高等教育局専門教育課

1 申請関係

【申請対象等について】

問1 どのような大学が申請できるのか。

(答)

2019年4月1日現在において設置されている国公私立大学、短期大学、高等専門学校、専門職大学、専門職短期大学及び大学共同利用機関法人（以下「大学等」という。）が申請代表校となることが可能です。

なお、2019年4月1日現在で、すでに学生募集を停止している場合は、申請することはできません。また、連携校として共同申請することもできません。

問2 1つの大学等が、複数の申請をすることは可能か。

(答)

1つの大学等が申請代表校として複数の申請をすることはできません。

ただし、ある取組の申請代表校がその他の取組の共同申請校（連携校）となることは妨げません。また、1つの大学等が複数の共同申請校（連携校）となることも妨げません。なお、これらの場合、補助金の執行管理に際しては申請ごとに区分経理を行っていただく必要があります。

問3 申請代表校とは何か。

(答)

申請代表校とは、本事業への申請を代表して行う大学等のことです。申請代表校は共同申請校（連携校）と協力しつつ、事業の公募への申請、文部科学省から交付される補助金の執行（連携校への分担金の配分を含む）及び事業の実施についてとりまとめを行います。申請代表校には、コンソーシアム形成や教育活動など事業全体について主導的役割を果たすことが求められます。

問4 共同申請校とは何か。

(答)

申請代表校と連携して、本事業の目的である中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムの構築に係る取り組みをしていただくこととなります。

問5 申請にあたっては、他の大学等と連携しないといけないのか。単独の大学等が複数の企業等と連携した取組は申請可能か。

(答)

本事業は、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを構築することを目的の一つとしていることから、他の大学等との連携を必須とし、単独での申請はできません。

問6 申請の際、大学等が連携するにあたっては、国立、公立、私立の全ての大学等を含めないといけないのか。

(答)

大学等の設置形態にかかわらず、複数の大学等による共同申請であれば差し支えありません。

問7 連携する大学等の数に上限や下限はあるのか。

(答)

特に上限・下限はありません。ただし、事業の内容・教育プログラムの内容のみならず、政策的投資の波及効果の観点から連携する大学等の数や連携内容についても、事業選定の際の評価の観点の一つになり得ます。

問8 本事業において、実務家教員の定義は何か。

(答)

本事業において、実務家教員の定義は明確には定めませんが、実務家教員とは、一般に、専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員とされており、また、専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院においては、設置基準等で「専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」と規定しています。

問8-2 育成した実務家教員が活動する場として想定しているのは、大学等だけなのか。

(答)

大学等に限定するものではありませんが、本事業は産学共同の場や実務家教員の育成を通して、アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会の好循環を醸成することを目的とする事業であることに留意してください。

問9 実務家教員は専任教員を想定しているのか。

(答)

本事業は実施計画に基づき、産学連携教育や研修プログラムを開発・実施していただくことになり、実務家教員としての質保証ができるということであれば専任教員でなくても構いません。

問9-2 中核拠点として事業に取り組むにあたり、年間で何名程度の実務家教員を育成する必要があるのか。

(答)

具体的な人数については指定しません。プログラムの内容や規模等を考慮し、社会のニーズに応えるという趣旨を踏まえ、設定してください。

問10 「連携校」は、増やしていかないといけないのか。

(答)

研修プログラムを全国へ普及させていくためにも、増やしていくことが望ましいです。ただし、それにより予算が増額することはありませんのでご留意してください。

問11 申請する場合、企業や地方公共団体等と連携することは必須なのか。

(答)

本事業は、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを構築することを目的の一つとしていることから、企業等と連携した取組を行うことが必要です。事業を実施するにあたって社会のニーズを的確に把握し、それに応える工夫をするためにも、企業等との連携が必要です。なお、企業等には、地方公共団体や業界団体、学協会等も含まれます。実務家教員を活用した産学共同教育を通じ育成した人材が、どのように社会の期待に応えていくのかということ具体的にイメージしながら、連携体制の構築に取り組んでいただきたいと思います。

問12 申請時点で、連携校や企業等の了解を得ている必要があるか。

(答)

本事業においては、全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下、複数の大学等間及び企業等との連携による取組を支援することとしています。

したがって、連携校においても、全ての連携校の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ておき、共同申請校として申請してください。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。

また、連携する企業等については、取組選定後の協力について、基本的な理解を得ていることが必要であり、可能な範囲でその内容について申請書に記述してください。

問 1 2 - 2 複数の国公立大学等で構成される協議会と連携した取組を予定しているが、申請書には、すべての大学等名を記載する必要があるのか。

(答)

本取組で連携する相手先として協議会を記載してください。協議会を構成する大学等をすべて記載する必要はありません。なお、協議会等を連携先とする場合、協議体を構成するすべての大学等の承諾が得られていることが前提となりますので、留意してください。

問 1 3 申請時点で、連携する大学等間の協定書、企業等の承諾書や協定書は必要か。

(答)

連携校の長や企業等の了解等を得た上で申請書を提出していただくことが前提ですが、協定書等を提出いただく必要はありません。

問 1 4 新たにコンソーシアムを形成しないといけないのか。また既に大学等間で連携を構築した組織体や活動実績がある連携取組は申請可能か。

(答)

既に連携した組織体や活動実績がある連携取組であっても申請は可能です。ただし、「新たな」教育プログラムを開発する取組であること、または、既存の取組の成果をもとにした「新たな」教育プログラムを開発する取組である必要があります。(既存の連携取組の補てん的な位置づけではなく、発展的な取組であることが必要です。)

問 1 4 - 2 近隣の地域に限定せず、オンラインで連携校等の取組をつなげ、コンソーシアム等を形成することは可能か。

(答)

可能です。ただし、連携校等間において、実践的要素を含む研修プログラムの受講体制や、プログラム修了者が実際に活躍する場の提供、施設設備の使用を含めた役割分担等を明確にすることが必要です。

問 1 5 専門職大学や専門職短期大学は申請対象となるのか。

(答)

本事業は、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えることができる産学共同による人材育成システムを構築することを目的の一つとしていることから、実務家教員の配置など企業等と連携した教育を積極的に実施する専門職大学や専門職短期大学も申請できます。

問 1 6 専門職大学や専門職大学院を置く大学等における連携取組は対象となるのか。

(答)

対象となります。法令上、実務家教員を置くことが義務付けられている専門職大学や専門

職大学院等と連携して取り組むことは可能です。

問 1 6 - 2 初等中等教育段階における取組は対象となるのか。

(答)

高等教育段階の取組に加え、初等中等教育段階を含めた取組として申請いただくことは可能ですが、本補助金は大学教育の再生を目的とするものであることから、取組の評価対象や補助対象経費は高等教育段階を対象としたものに限り、初等中等教育段階を含めた取組とする場合、取組内容や経費の内訳について、高等教育段階と区分して運営・管理していただく必要があります。

問 1 7 取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

(答)

他の補助金等による経費措置との重複は認められません。本事業による取組と明確に区分した上で事業を実施する必要があります。

問 1 8 開発する研修プログラムの期間はどの程度か。

(答)

例えば、諸外国の新任教員研修では 200 時間～300 時間程度が確保されている事例もありますが、本事業においては、ステークホルダーのニーズや研修プログラムの目的に応じて、受講者の負担に配慮した期間であることが望ましいと考えています。研修プログラムの受講者は、企業等で働きながら受講される場合が想定されるので、受講しやすい環境の整備に向けて、企業等との対話により、構想・計画していただきます。なお、学修成果の可視化の促進のため、履修証明制度（平成 31 年 4 月～最低授業時間数が 60 時間に改正）を活用することも考えられます。

問 1 8 - 2 直接的に Society5.0 に対応しないと思われる分野（例えば企業法務等）におけるプログラムの開発も可能か。

(答)

本事業は特定の分野に限定する事業ではありません。Society5.0 段階を迎えるにあたり、社会の変化等に対応し、さらに社会の変革を積極的に先導できる人材の育成が必要となるなど、社会からのニーズが見込まれる分野におけるプログラムを申請してください。

問 1 8 - 3 研修プログラムは、特定分野の実務家教員を育成する内容でもよいのか。

(答)

取組校等の強みを活かし、特定分野の実務家教員を育成する研修プログラムとすること

も可能です。ただし、本事業は育成した実務家教員を大学等へマッチングする人材エージェント機能も含めた取組であることから、社会のニーズ等を踏まえた分野となるよう留意して下さい。

問18-4 複数分野における研修プログラム（例えばデータサイエンスと法学等）を開発する計画としてもよいか。

（答）

複数分野における研修プログラムを開発する計画とすることは可能です。その際、それぞれのプログラムにおいて、養成しようとする実務家教員像が明確にされていること、産学が共同する体制の構築においては、連携先の企業等が幅広い分野となること、取組全体として事業目的や目標を効果的に達成できる計画であること等に留意してください。

問18-5 研修プログラムに学部や大学院における正規課程の授業科目を含めてよいか。

（答）

可能です。ただし、本事業は研修プログラムの開発・実施を目的の一つとしていること、研修プログラムの開発・実施にあたっては、企業や産業界のニーズを反映させ、社会の要請に応えながら構築していくことを取組の要件としていることに留意してください。

問18-6 研修プログラムの提供にオンラインやMOOC等の手段を用いる場合、既存のビデオ教材等を活用することは可能か。

（答）

妨げるものではありませんが、本事業は研修プログラムの開発そのものにも取り組む事業であることに留意してください。また、「実社会に即した課題発見・解決型の学習や、最先端理論等に関する学習等を組み合わせた教育プログラム」を実施する観点から、学生と意見交換の機会が設けられているなど十分に指導にできる体制の整備や実践的な科目とのバランス等にも留意してください。

問19 履修証明を交付することは必須の要件なのか。

（答）

学修成果の可視化が重要であり、分かりやすいかたちとして「履修証明」が望ましいと考えていますが、大学等が独自に交付する証明書等による方法もあり得ると考えています。

問20 事業の公募に共同申請した連携校に対して補助金は交付されるのか。

（答）

公募申請にあたり、事業を連携して行うこととして共同で申請した大学等については、申

請代表校を文部科学省からの補助金交付の窓口として、事業実施に必要な経費の配分（分担金）を受けることが可能です。ただし、本補助金は大学改革を推進するための補助金であるため、企業等は補助金の交付を受けることはできません。

問 2 1 補助期間終了後も連携した取組を行う必要があるのか。

（答）

補助期間終了後も継続して各種取組について積極的な事業展開を行うことが選定の前提となります。

問 2 1 - 2 職業実践力育成プログラム（BP）としての認定を受けるにあたり、本事業で取組んだ実績が考慮されることはあるのか。

（答）

職業実践力育成プログラム（BP）の認定にあたっては、当該プログラムの定める認定要件を満たしていただく必要があります。補助期間終了後の継続的な事業実施を確認する方法としてBPをあげているのは、本事業で開発した研修プログラムを普及・活用していくひとつの例として記載しているものであり、本事業の採択がBP認定の際に考慮されることはありません。

問 2 1 - 3 教育関係共同利用拠点としての認定を受けるにあたっての注意点はありますか。

（答）

本補助金による支援と教育関係共同利用拠点認定の制度はそれぞれ異なるものです。同一の実施主体が双方の制度に申請する場合であっても、それぞれの担当課に所定の手続きを行ってください。なお、どちらも国からの予算措置を受けるものであることに留意し、実施体制や経費執行の区分を明確にする等、適切な予算執行を行ってください。

問 2 2 「運営拠点」と「中核拠点」を申請する場合、の申請書は別々に作成するのか。

（答）

申請書は、別々に作成する必要はありません。「運営拠点」と「中核拠点」を申請する場合は、同一の申請書に必要事項をそれぞれ記載いただき申請していただくことになります。

問 2 3 「運営拠点」の役割とは、具体的にどのようなことか。

（答）

人材エージェントとして実務家教員データベースの開発・維持管理、実務家教員の需給マッチング、ポータルサイトの開発・維持管理、研修プログラムの標準化や研修プログラムの講師の養成、文科省も含めた定期的な意見交換等の開催、その他スケールメリットを活かし

た活動，中核拠点の取りまとめ業務を実施していただきます。

問23-2 運営拠点の取組を実施する場合、中核拠点としての取組を限定してもよい
か。

(答)

運営拠点は、中核拠点としての要件を満たし、連携等の中心としての取組を実施した上で、さらに各中核拠点の取組の取りまとめや人材エージェントの仕組み構築、研修プログラムの標準化等、運営拠点が担うべき取組を実施することができる大学等である必要があります。

問24 「研修プログラムの標準化」とはどのようなことか。

(答)

本事業では、4つの中核拠点校を選定する予定です。

各拠点においては、それぞれの実施計画等に基づき、産学連携教育や研修プログラムを開発・実施していただくことになります。

加えて、各中核拠点の成果を広く全国に普及するだけでなく、どこで研修プログラムを受けても、実務家教員としての質保証ができるという仕組みを構築することも重要です。

そのために、運営拠点には、各中核拠点で開発・実施された研修プログラムに共通する要素を整理するなどし、どのような実務家教員であっても最低限必要とされるスキル・能力が身に付くようなプログラム（モデル・コア・カリキュラムのようなものをイメージ）の策定に取り組んでいただくことを考えています。

問25 開発する教育プログラムについて、受講者の人数に制限はあるか。

(答)

ありません。ただし、プログラムの内容や教育効果、実施体制等を踏まえ、当該プログラムの実現可能性や質の担保に十分考慮して大学等で判断してください。

問25-2 大学院正規課程に在籍している社会人学生を研修プログラムの受講生として受け入れてもよいか。

(答)

可能です。ただし、正規課程と本プログラムにおける修了要件はそれぞれ異なることに留意するとともに、学生の学修時間等に配慮して実施してください。

問26 研修プログラムの受講者から受講料を徴収して良いのか。

(答)

補助期間終了後の事業の継続的な実施の観点からも、当初から受講料を設定することは望ましいと考えます。なお、その際は、受講料も含めた事業の実施計画を作成し、申請いただく必要があります。また、補助事業で得た収入は当該事業の実施に充てていただくことになります。

問27 公募要領中「2.(1)I.①【体系的かつ効果的な研修プログラム開発】」のE)における「本事業を実施するに当たって、通常の教育研究活動と両立するための工夫」とはどのようなものか

(答)

公募要領にある通り、本事業では、可能な限り、教育プログラムや研修プログラムを担当する教職員の負担軽減を図る取組や工夫が行われている必要があります。具体的には、例えば、担当する教職員の積極的な業績評価等の実施、教員の授業や学内管理・運営業務に係る負担軽減、事務補佐員の補充などが考えられます。

2 申請書等関係

問28 申請書類の作成にあたっては手書きでもよいか。

(答)

手書きは認めていませんので、文部科学省ホームページに掲載の様式をダウンロードし、パソコンにより入力・作成してください。

問29 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

(答)

可能ですが、基本的には「公募に係る申請書の作成に当たって」のとおり“明朝体(10.5~12)”としてください。

問30 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

(答)

可能ですが、事業責任者となることについて、本人及び採用する大学等の確約が得られていることが前提となります。

問31 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

(答)

学長は申請における全体の責任者であり、取組を推進する事業責任者を兼ねることはできません。

問32 「事業責任者」は1名のみ記載すべきか。

(答)

主となって取組を担当する方（責任者）を1名記入してください。

問33 「事業責任者」には、例えば私立大学の場合、法人職員の氏名あるいは連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事業責任者は、申請する取組を実施する責任者となりますので申請代表校の教職員に限ります。

問34 「事務担当者」には、連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、申請代表校の事務担当者（又は事業責任者）に問い合わせを行います。

問35 事業責任者や事務担当者のメールアドレスは、私用のメールアドレスでも構わないか。

(答)

文部科学省からの事務連絡に用いることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるメールアドレス、原則として担当部署の共用アドレスを記入してください。

問36 「事業責任者」は非常勤の教職員でも構わないか。

(答)

事業責任者はコンソーシアム形成の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

問37 「12 取組に係る経費」の「(1) 2019年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

(答)

「3 取組の内容」に係る経費のうち、2019年度に取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日となる予定ですので、2019年度の経費の積算は2019年9月以降（概ね7ヶ月）に必要となる経費を計上してください。作成の際は、共同申請校（連携校）ごとの経費内容がわかるように留意してください。また、「(3) 事業期間全体に係る事業経費予定」については、2019年度以降5年間に必要となる経費を年度ごとに記載してください。

なお、記入に当たっては、研究拠点形成費等補助金（Society5.0に対応した高度技術人

材育成事業) 交付要綱, 研究拠点形成費等補助金 (Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業) 取扱要領等を参考にして, 各経費の留意点, 使用できない経費等をきちんと把握した上で, 経費を計上してください。

問38 選定された場合, 「12 取組に係る経費」に記載した内容で補助金が交付されるのか。

(答)

選定された場合は, 別途, 補助金の交付申請書を提出することになります。その際, 審査状況等を踏まえ, 予算の範囲内で調整を行うことがありますので, 選定された場合であっても, 申請書に記載した経費での補助金を交付するものではありません。また, 補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は, 交付の対象にはなりません。

3 審査等

問39 審査委員の氏名は公表されるのか。

(答)

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会」(以下「委員会」という。)の委員については, 今後(審査終了後)文部科学省ホームページで公表する予定です。

問40 面接審査は全ての申請に対して実施するのか。

(答)

書面審査を踏まえて, 面接審査が必要とされた大学等に対して行います。詳細については, 面接審査を行うこととなった大学等に個別に連絡します。

4 補助金関係

問41 研究拠点形成費等補助金は, どのような経費に使用できるのか。

(答)

経費の使途として, 物品費, 旅費, 人件費・謝金, その他(光熱水料等)に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費(奨学金など)などに使用することはできません。

問41-2 連携大学等に対し, 本補助金を委託費として渡すことは可能か。また, 上限はあるか。

(答)

公募要領別添3における経費の使途可能範囲に該当する場合, 委託費として使用することは可能です。なお, 委託費は補助対象経費の総額の50%を超えて使用することはできません。

問4 2 2年目以降の申請額について上限額は定められているのか。

(答)

2年目以降の申請額の上限額は、当該年度の予算額を勘案して定められます。また、予算の範囲内で減額等の調整を行う場合があるほか、中間評価の結果等によっては予算額の縮減又は打ち切りを行う場合もあります。

問4 3 教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。

(答)

本事業に係る経費は、産学共同による人材育成システムの構築と実践的な産学共同教育に不可欠な質の高い研修プログラムを開発・実施するために使用される必要があり、研究に支出することはできません。

問4 4 選定された次年度以降の補助金額の決定（内定）は、どのように行われるのか。

(答)

本補助金の配分は、選定された取組の申請額を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、事業の実施に必要と判断される金額を文部科学省が総合的に判断した上で交付します。

問4 5 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

(答)

補助金の経費執行に当たっては、補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行があった場合は、厳格に対処することになります。

【物品費】

問4 6 実践教育に使用する設備・機器の整備を行うことは可能か。

(答)

事業の実施に必要な内容であれば可能です。ただし、単に設備・機器を整備するにとどまらず、整備した設備・機器を活用した実践教育を確実に実施・推進することが前提となります。

また、設備・機器を整備するための経費については、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が必要です。

問47 本補助金で什器類を購入することは可能か。

(答)

什器類(机・いす・複写機等)やエアコン等, 大学等として通常備えるべきもの(例えば, 一般的な授業を実施する上で必要となる物品等)に経費を使用することはできません。ただし, 学内からの調達が可能であって, 補助事業の遂行上不可欠な場合は可能です。

問48 大学等の施設の改修費として使用することは可能か。

(答)

資産の形成にあたる施設等の建設・改修に要する経費は支出できません。ただし, 移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については, レンタル, リース等の経費として計上することが可能です。

【人件費・謝金】

問49 TAの雇用単価や勤務時間の上限はあるのか。

(答)

上限はありませんが, 勤務時間については, 各大学等の事情に応じて, 当該学生が受ける通常の研究指導, 授業等に支障が生じないように配慮して設定してください。

なお, 雇用単価については, 一律の単価設定ではなく, 能力や業務内容に応じて柔軟な設定となるような工夫が望まれます。

問50 教員等を雇用する際に, 能力に基づく給与の算定を行うことは可能か。

(答)

可能です。各大学等の規定に基づき, 適切に対応してください。

問51 教員等を雇用する際, 複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

(答)

事業実施期間途中で補助金の減額, 打ち切り等が行われる場合がありますが, 各大学等の責任において, 複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし, 本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため, 仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は, 以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度内に発生した給与等は, 当該年度に交付された補助金にて支払うこと。
- ・ 退職金を支給する際は, 補助金から支出できる退職金の算定対象期間は, 補助事業に係る期間のみであること(複数年度の勤務に対する退職金や, 積立金としての退職引当金については, 補助金を充当できません)。

問5 2 実務家教員が実際に講義等で登壇する際の謝金の支払いは可能か。

(答)

本事業は、基本的には、研修プログラムの開発・実施や人材エージェントの開発・運営経費ですので、これに関連した用途であれば可能です。

問5 3 産学連携教育プログラムの開発費として使用することは可能か。

(答)

本事業は、基本的には、研修プログラムの開発・実施や人材エージェントの開発・運営経費ですので、支障のない範囲でこれに関連した用途であれば可能です。

【旅費】

問5 4 事業担当者以外の教員や事務職員、教育研究支援職員等に対して、旅費を支出することは可能か。

(答)

事業の実施に必要な場合は可能です。各大学等の規定に基づき、適切に対応してください。

問5 5 学生に対する旅費を支出することは可能か。

(答)

本事業や申請いただいたプログラムの目的に照らして真に必要な支出であり、かつ、支出する大学等の各種の規定に基づいた支出であれば補助金から支出することは可能です。

支出に当たっては、本補助金は、教育の質向上に関する改革推進のために必要な経費を補助するものであり、学生の修学にかかる経費を補助することを直接的な目的とする補助金ではないことをふまえ、十分な検討をお願いします。

【その他】

問5 6 学生の資格試験等の受験料を本補助金から支出することは可能か。

(答)

資格試験等の結果が資格取得や能力認定として学生個人に還元されることから、本補助金から支出することはできません。

5 その他

問5 7 申請状況や選定状況は公表されるのか。

(答)

申請締切後、申請した大学等名（連携校含む。）、取組名称などを申請状況として公表する予定です。また、選定後は、選定された取組について、取組の概要を含めて公表する予定です。

問58 事前に個別相談を行うことは可能か。

(答)

本事業の趣旨等をご理解いただくことを目的とし、事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、申請前の事前審査を行うものではありません。

問59 概算要求時は、3段階層（初級・中級・上級）による研修プログラムであったが、教育内容のレベル感は変わったのか。

(答)

概算要求時においては、①基本的な教え方や学生に対する評価方法等を身に付け、授業ができるレベル（初級）、②実務経験を実際の授業に落とし込み、専門的な指導ができるレベル（中級）、③分野ごとに必要となる最新の知識・技術・技能を用いて、社会実装や課題解決ができるレベル（上級）の研修プログラムの開発・実施について検討していましたが、予算編成を通じて、結果的に大学教員が有すべきアカデミックスキルや研究指導力、研究倫理やアカデミックハラスメント等のハラスメントなどコンプライアンスも含めて、上記の①初級レベルと②中級レベルを基本とする研修プログラムの開発・実施する取組となりました。